食安発0409第1号 21消安第11363号 2 1 水漁第 2 4 4 1 号 平成22年4月9日

最終改正:生食発0317第11号

28消安第5602号 28冰漁第1692号 平成29年3月17日

都道府県知事 保健所設置市長 殿 特 別 区 長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 農林水產省消費 · 安全局長 水 産 庁 長 官

ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱いについて

「ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要領」を別紙のとおり定めること としましたので、下記の事項に留意の上、取扱い願います。

記

- 1. 平成23年2月1日以降、ニュージーランドに輸入される二枚貝には、 本要領に基づく衛生証明書の添付が必要となりますので、その旨を関係事 業者等へ事前に周知していただきますようお願いいたします。
- 2. 生鮮及び殼付きの二枚貝は、ニュージーランドに輸入が認められており ません。